

実験動物施設管理運営規程

昭和 59 年 9 月 1 日

制定

(目的)

第 1 条 実験動物施設（以下「施設」という。）は、実験動物に係る施設を適切に管理し、良質の実験動物の飼育管理を行うことにより、生命科学の研究及び教育の推進に寄与することを目的とする。

(管理運営委員会)

第 2 条 施設の管理運営については、実験動物施設管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 3 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長及び副委員長
- (2) 施設利用教室から4名の委員
- (3) その他施設の管理運営上必要と認められた者

第 4 条 委員長、副委員長及び委員は、学長が任命する。ただし、委員長は動物実験委員会委員長を兼任できない。

第 5 条 委員会は、施設の管理運営を適正かつ円滑に行うため、次の事項について協議する。

- (1) 施設の管理及び運営に関する事項
- (2) 施設の増築及び改修に関する事項
- (3) 動物の購入、配置及び飼育に関する事項
- (4) 予算に関する事項
- (5) 施設内の機器、器具、薬品及び備品に関する事項
- (6) 利用者への広報及び教育に関する事項
- (7) その他委員会が必要と認めた事項

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

第 7 条 委員会には実験動物管理者を出席させ、報告させたり意見を聴くことができる。

(管理業務)

第 8 条 施設には管理室を置く。ただし、サテライト実験動物施設を除く。

第 9 条 管理室は、実験動物管理者及び若干名の飼養者をもって構成する。

第 10 条 管理室は、委員長の指示に従って、次の業務を行う。

- (1) 施設の管理及び運営（施設利用管理、施設の保守・洗淨、機械の保守・点検等）
- (2) 動物の飼育管理（動物の入・退管理、動物の検収・配置、動物の飼育、飼料の供給・管理等）
- (3) 事務的業務（委員会活動の補助、動物出納の管理・集計、利用者への広報・教育等）

(利用者)

第 11 条 施設の利用者は、本学職員、大学院生、薬学部 5 および 6 年生、研究生又は専攻生であり、委員長により資格を認定された者とする。

2 前項に規定する者以外の者が使用する場合は、前項に規定する者の指導及び監督を必要とする。ただし、委員会が適当と認めた場合は、この限りではない。

第 12 条 施設を利用する場合は、別に定める利用法に従わなければならない。

第 13 条 利用者は、前条に定める事項に著しく違反した場合には、委員長はその利用を禁ずることができる。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。